機械器具 66 歯科用練成器

一般医療機器 歯科用練成器具

ビヨンドミキシングチップ

【禁忌・禁止】

再使用禁止

【形状、構造及び原理等】

(1) 形状・構造



(5) 原理

ビョンドデュアルシリンジから押し出された2種の歯科材料(印象材料、セメントなど)が本品ビョンドミキシングチップ内部にあるミキシングエレメント(羽根)によって混合される。

【使用目的、効能又は効果】

ビョンドデュアルシリンジに装着し、歯科材料(印象材料、セメントなど)を押し出すことにより、練和又は混和された材料が抽出される。

【操作方法または使用方法等】

[使用方法]

- (1)ビヨンドデュアルシリンジのプランジャーを外して、 歯科材料(印象材料、セメントなど)を充填する。
- (2) ルアー式ロックキャップを反時計回りに1/4回転させて、キャップのキャップの突起部とダブルバレルシリン ジの溝部を合わせて、ルアー式ロックキャップを取り外す。
- (3) プランジャーを操作して充填物を少量押し出し、両方 のバレルから充填物が出ることを確認する。
- (4) 本品の突起部をダブルバレルシリンジの溝部に合わせて挿入し、奥まで押し込みます。さらに、ビョンドミキシングチップの固定キャップ部をダブルバレルシリンジに対して時計回りに1/4回転させて確実に装着します。
- (5) プランジャーを操作して充填物を押し出します

[使用方法等に関連する使用上の注意]

- (1) 本品の固定キャップの外径に適合するビョンドデュアルシリンジに装着すること。また、確実に装着されていることを確認してからプランジャーを操作すること。
- (2) 無理な力や角度で装着・脱着を行わないこと。
- (3)接合部に手指を挟みこまないように注意すること。

【使用上の注意】

- (1) 本品に損傷、割れ、ひび、曲がり等が発生した場合は使用しないこと。
- (2) 消毒用エタノール、歯科用ウエットティッシュ以外での薬剤を使用した清拭は避けること。
- (3) 本品は【使用目的、効能又は効果】に記載の用途 以外には使用しないこと。

(4)本品は、歯科医療有資格者以外は使用しないこと。

【貯蔵・保管方法及び使用期間等】

本品は、直射日光を避けて保管すること。また、本品は 歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理す ること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】

製造販売業者 インサイシブジャパン株式会社

142-0063 東京都品川区荏原 1-18-11

TEL 03-6715-6133 FAX 03-6715-6137

製造業者 medmix Switzerland AG

メッドミックス スイス 社

(スイス)